

○備前市スケートボード場設置条例

令和5年6月5日

条例第27号

(目的及び設置)

第1条 市民にスケートボード等を楽しむ場を提供することにより、スポーツを通じた健康の増進を図るため、備前市スケートボード場(以下「スケートボード場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スケートボード場の位置は、次のとおりとする。

備前市日生町寒河380番地39

(使用料)

第3条 スケートボード場の使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スケートボード場の使用を拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利を目的としているとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スケートボード場の管理上支障があるとき。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、スケートボード場の使用に際し、他の使用者との協調に努めるとともに、スケートボード場の施設、設備又は備付けの器具類等(以下「施設等」という。)を適切に使用し、けがや事故のないよう十分注意しなければならない。

2 使用者が、その責めに帰すべき理由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年6月18日から施行する。